

令和３年度 宜野湾市地域コーディネーター養成講座事業
企画運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 委託業務名

令和３年度 宜野湾市地域コーディネーター養成講座事業 企画運営業務委託

2. 目的

以下の①、②を併せもった人材である「地域課題の解決に向けた動きを促すコーディネーター的視点をもった人材」を発掘・育成することを目的とする。

①地域で活躍できる人材（地域リーダー）

②地域の多様な人や組織、力、資源をつなぐ人材（地域コーディネーター）

3. 事業実施期間

契約締結日から令和４年３月末までとする。

4. 契約期間

契約締結日から令和４年３月末までとする。

5. 提案上限額

1,600,000 円 （消費税及び地方消費税を含む。）

上記金額の範囲内で効果的な業務を企画提案すること。

ただし、上記金額は契約額や予定価格を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意し、提案にあたっては上記金額を超えないものすること。

6. 委託業務内容

「令和３年度 宜野湾市地域コーディネーター養成講座事業 企画運営業務委託仕様書」のとおり

7. 応募資格

本業務委託に係る企画提案に参加できる者は、次の要件をすべて満たすものであること。

(1) 県内に本社若しくは支店又は営業所のいずれかを置いている法人であること。
※共同事業体（JV）の形態をとる場合には、代表となる企業が上記（１）を満たすものであること。

(2) 地方自治施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない

者であること。

- (3) 経営内容や業務実績等から本事業の履行に支障なく、業務を遂行するにふさわしい技術を備えていること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 宜野湾市暴力団排除条例（平成 23 年宜野湾市条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員ではないこと。
- (6) 法人の滞納のない証明書を提出できる者であること（事業所所在地の市町村自治体で発行）。

8. 事業説明会の開催

本業務の概要について、次のとおり事業説明会を開催する。

日時：令和 3 年 4 月 23 日（金） 14 時～

場所：宜野湾市役所 3F 第 1 会議室

※会場準備等の都合のため、事業説明会参加希望者は「会社名」、「参加者名」及び「参加人数」を明記のうえ、説明会前日までに事務局へメール連絡を行うこと。

9. 応募手続き

- (1) 参加表明書等の提出

- ① 提出書類

4 ページの 12. 各種提出書類についてを参照

- ② 提出期間

令和 3 年 4 月 23 日（金）から 4 月 30 日（金）午前中まで

※土日祝日を除く 9 時から 17 時までとする。

- ③ 提出方法及び提出場所

持参（宜野湾市役所市民協働推進課）

- ④ 参加資格の決定及び通知

参加表明書等の提出があった者の参加資格等を審査し、参加資格を有すると認められた者にその旨を通知する。審査の結果、参加資格を有しないとされた者についてもその旨を通知するものとする。

- ・ 通知期日：令和 3 年 5 月 7 日（金）

- ・ 通知方法：電話もしくはメール等で通知し、後日、書面により通知する。

- (2) 提案書及び見積書の提出

- ① 提出書類

4 ページの 12. 各種提出書類についてを参照

- ② 提案書及び見積書の記載事項等
4 ページの 12. 各種提出書類についてを参照
- ③ 提出期限
令和 3 年 5 月 13 日（木）17 時まで
- ④ 提出方法及び提出場所
持参（宜野湾市役所市民協働推進課）

10. 質問期間および回答期間

本プロポーザルに関する質問は、当要領、仕様書及び提案書の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

なお、質問は様式第 3 号を記入のうえ、事務局あてメール提出とする。

- ・ 質問期間：事業説明会終了後～5 月 10 日（月）まで
- ・ 回答期間：事業説明会終了後～5 月 12 日（水）まで

11. 委託契約候補者の選定方法

各社から提出のあった提案書及び見積書等を宜野湾市地域コーディネーター養成講座事業公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、各委員が総合的に判断し順位をつけ、1 位とされた数が最も多い提案者と契約締結の交渉を行う。ただし、1 位とされた者が同数あった場合、審査委員会で協議し、選定する。協議の結果、意見が一致しなかった場合には、多数決をもって選定する。なお、選定された提案者との契約交渉が不調となった場合には、次点の者と契約締結の交渉行うこととする。

（1）一次書類審査

6 者以上の応募があった場合は、審査委員会による企画提案等の一次書類審査を行い、5 者をプレゼンテーション審査対象として選定する。

一次書類審査の結果は、令和 3 年 5 月 20 日（木）までに電話もしくはメール等で通知し、後日、書面により通知するものとする。

（2）プレゼンテーション審査

- ・ 日時：令和 3 年 5 月 24 日（月）14 時～
- ・ 会場：多目的会議室
- ・ 方法：プレゼンテーションの説明時間は 1 提案者あたり 15 分とし、質問時間を 10 分とする。プレゼンテーションの内容は提出された企画提案書に基づき行うものとし、追加資料の提出、当日の内容変更は認めない。また、審査委員が容易に内容を理解できるよう、説明は簡潔にすること。パソコンやプロジェクター等の機器を使用する場合、プロジェクター、スクリーンについては市が用意し、その他の必要機器については提案者が用意することとする。

プレゼンテーションの順番は事務局が実施する「くじ」により決定するものとし、1 提案者につき 3 名までの入室を認め、総括担当者は必ず出席すること。

(3) 審査に係る評価対象項目等

- ① 事業趣旨・目的の理解度と事業実施に対する意欲（事業コンセプト等）
- ② 企画運営内容等（講師、プログラム内容、業務体制、スケジュール等）
- ③ 広報周知方法（受講生募集、活動内容等の広報、受講生への周知方法等）
- ④ 具体的な安全対策等（フィールドワーク、コロナ感染防止対策、台風時の連絡方法等）
- ⑤ 本件業務と類似の業務受託実績（過去 5 年以内 5 件まで）
- ⑥ その他の提案等
- ⑦ 提案上限額を見積額が下回った場合に段階的に加点する。

(4) 選定結果の通知

プレゼンテーションを行った提案事業者に対し、文書にて通知する。

なお、評価シート等、審査評価の経過については公開しない。

発送予定：令和 3 年 5 月 31 日（月）

12. 各種提出書類について

(1) 参加表明書等の提出（各 1 部提出）

- ① 参加表明書（様式第 1 号）
- ② 会社概要書（様式第 2 号）
- ③ 登記事項証明書（現在事項全部証明書）
- ④ 法人の滞納のない証明書（事業所所在地の市町村自治体で発行）

(2) 提案書及び見積書の提出（各 9 部提出）

- ① 提案書（任意様式）
 - ・ A4 版、カラー、両面印刷（片面印刷でも可）
 - ・ 表紙及び目次をつけること。
 - ・ 総ページは、概ね 30 ページ以内とする。
 - ・ 各ページに番号をふり、ホチキス 2 ヶ所で綴じること（長辺綴）。
- ② 見積書（任意様式）
- ③ 提案内容説明資料（様式第 4 号）
 - ・ 様式第 4 号「提案内容説明資料」に記載された項目の提案内容を記入し、市民協働推進課へ提出すること。
- ④ その他資料等
 - ・ 書類については、各 9 部提出。1 部は原本で提出。残りは写し可とする。
 - ・ 本件業務と類似の業務委託実績がある場合はその契約書及び仕様書の写し

- ・提出された書類等は、審査目的以外には提案者に無断で使用しない。

(3) 提案書の記載事項等

- ① 事業趣旨・目的の理解度と事業実施に対する意欲（事業コンセプト等）
- ② 企画運営内容等（講師、プログラム内容、業務体制、スケジュール等）
- ③ 広報周知方法（受講生募集、活動内容等の広報、受講生への周知方法等）
- ④ 具体的な安全対策等（フィールドワーク、コロナ感染防止対策、台風時の連絡方法等）
- ⑤ 本件業務と類似の業務受託実績（過去5年以内5件まで）
- ⑥ その他の提案等（提案事業者のノウハウや知識経験を生かした提案等）
- ⑦ 見積価格（提案上限額を見積額が下回った場合に段階的に加点する）

(4) 見積書の記載事項

- ① 各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記して提出するとともに、1,600,000円以内（消費税込み）の範囲内で見積もること。
※企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。
- ② 各経費については、回数、個数等、見積条件が分かるように記載すること。
- ③ 値引き額を記載しないこと。

13. 失格事由及びその他留意事項について

- (1) 参加表明書等または提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、参加資格を取消し、契約締結の保留または契約の解除等の措置をとるものとする。
- (2) 本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 参加表明書等及び提案書等は、それぞれの提出期限までは内容の変更等を認めることとするが、内容の変更等を行う場合は、提出期限内に変更後の書類等を提出すること。
- (4) 本プロポーザルの提案書作成のために本市から受領した資料等は、無断で公表または使用してはならない。

事務局

宜野湾市野嵩 1-1-1

宜野湾市役所 企画部 市民協働推進課 市民協働係

担当：喜舎場・我如古

TEL：(098) 893-4411 内線 2221

FAX：(098) 892-7022（代表）

E-mail：kikaku06@city.ginowan.okinawa.jp

(参考) 選定スケジュール

内容	実施期間または期日
事業説明会開催のお知らせ (市 HP への情報掲載)	令和 3 年 4 月 16 日 (金)
事業説明会の開催 (実施要領 8)	令和 3 年 4 月 23 日 (金) 14 時～
参加表明書等の提出 (実施要領 9-(1))	事業説明会終了後～ 令和 3 年 4 月 30 日 (金) 午前中まで
参加資格の決定及び通知 (実施要領 9-(1)-④)	令和 3 年 5 月 7 日 (金)
質問書受付期間 (実施要領 10)	事業説明会終了後～ 令和 3 年 5 月 10 日 (月) まで
質問回答期間 (実施要領 10)	事業説明会終了後～ 令和 3 年 5 月 12 日 (水) まで
提案書及び見積書の提出 (実施要領 9-(2))	令和 3 年 5 月 13 日 (木) 17 時まで
一次書類審査結果の通知 (実施要領 11-(1))	令和 3 年 5 月 20 日 (木)
プレゼンテーション審査 (実施要領 11-(2))	令和 3 年 5 月 24 日 (月) 14 時～ 予備日：5 月 27 日 (木) 14 時～
プレゼンテーション審査結果の 通知 (実施要領 11-(4))	令和 3 年 5 月 31 日 (月) 発送予定
委託契約の締結	令和 3 年 6 月中旬

【様式第 1 号】参加表明書

年 月 日

宜野湾市長 あて

住所

商号又は名称

代表者

印

参 加 表 明 書

宜野湾市が募集している「令和 3 年度 宜野湾市地域コーディネーター養成講座事業」
企画運営業務委託について参加したいので、申請します。

また、公募実施要領の参加資格要件を全て満たしていることを誓約します。

(総括担当者)

会社名(所属)

氏名

電話

FAX

E-mail

【様式第 2 号】会社概要書

年 月 日

宜野湾市長 あて

住所

商号又は名称

代表者

印

会 社 概 要 書

会社概要は、以下のとおりです。

1 所在地	
2 代表者	
3 設立	
4 資本金	
5 主な株主	
6 従業員数 (事務・技術・資格者人数)	
7 業務内容	
8 自治体等が発注した業務の主な実績 (年度、件名、契約額)	

※会社概要についてパンフレット等があれば別途添付すること。

【様式第 3 号】 質問書

年 月 日

宜野湾市長 あて

住所

商号又は名称

代表者

印

質 問 書

「令和 3 年度 宜野湾市地域コーディネーター養成講座事業」企画運營業務委託に係る
企画提案公募(プロポーザル)実施要領、提案書等の作成に関し、次のとおり質問します。

実施要領及び 仕様書ページ	質 問 内 容

※ 記載欄が足りない場合は、適宜追加すること。

(総括担当者)

会社名(所属)

氏名

電話

FAX

E-mail

【様式第 4 号】 提案内容説明資料

令和 3 年度 宜野湾市地域コーディネーター養成講座事業
提案内容説明資料

※企画提案書作成要領の記載事項に基づき記入すること。

※各項目250文字程度で簡潔に記入すること。

提案書項目	提案書記載事項	
業務理解・意欲	①	
講座の手法	②-1	
講師の選定・関連団体の人材活用及び連携	②-2	
受講生同士の交流	②-3	
自発的な市民活動につながる手法	②-4	
組織体制	②-5	
スケジュール	②-6	
広報周知及び募集	③	
安全対策	④	
業務実績	⑤	
その他の提案	⑥	
見積価格	⑦	